

学会誌「研究論文」査読規程

1. 投稿「研究論文」の査読は、一編につき、編集委員会の委嘱する3名の査読者によって行う。

2. 査読者の選定は、以下に基づき学会会員の中から編集委員会が行う。

(1) 査読者は原則として10年以上の研究・実践歴を持ち、1件以上の論文又はこれと同等以上の公開出版物を発行している者。

(2) 投稿者と同一の機関に属する者又は研究・実践上綿密な関係にある者を選定しない。

(3) 論文の論題に近い研究者を少なくとも1名は加える。

3. 査読者は「査読基準」に基づき査読し、その結果及びコメントを編集委員会に報告する。なお、査読は、投稿者の所属、職名、氏名を伏して行う。

4. 査読結果はa)採択、b)修正採択、c)不採択とする。

a) 採択－掲載できる（多少修正した方がよい場合も含む）

b) 修正採択－指摘されたことを再検討し、修正されれば掲載できる

c) 不採択－掲載しない

5. 編集委員会は、3名の査読の結果及びコメントを投稿者に査読者名を伏せて文書により告知する。

6. 「査読基準」を次のように定め、各査読者がa、b、cの判定をする。査読者3名の判定結果を「別表1」に照らし合わせて、最終的な判定を編集委員会が行う。

(1) 研究内容

- ・独創性、新規性
- ・研究分野の発展・伸展への寄与
- ・研究継続の意義

(2) 研究方法

- ・先行研究の検討や引用の適切性
- ・研究目的に応じた視点、調査方法、考察の妥当性

(3) 論述

- ・論旨の明快さ、一貫性
- ・表記や用語使用の適切さ

別表1

採択a	修正採択b	不採択c
a a a	a a c	a c c
a a b	a b b	b b c
	a b c	b c c
	b b b	c c c

付 則

この規程は平成16年4月1日より施行する。

平成17年4月1日一部改正

平成24年4月1日一部改正

令和4年4月1日一部改正